我が国では、平成17年（2005年）の国連総会決議を踏まえ、平成18年（2006年）６月に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」（平成18年法律第96号）が制定された。この法律は、国や地方公共団体の責務として、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題（以下「拉致問題等」という。）に関する国民世論の啓発を図るよう努めるものとし、また、12月10日から16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」と定め、国及び地方公共団体が、国民の間に広く拉致問題等についての関心と認識を深めるという同週間の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとしている。拉致問題等の解決には、幅広い国民各層及び国際社会の理解と支持が不可欠であり、その関心と認識を深めることが求められている。

以上を踏まえ、以下の取組を積極的に推進することとする。

① 国民の間に広く拉致問題等についての関心と認識を深めるため、北朝鮮人権侵害問題啓発週間にふさわしい事業を実施する。（全府省庁）

② 拉致問題等についての正しい知識の普及を図り、国民の関心と認識を深めるため、啓発資料の作成・配布、各種の広報活動を実施する。（内閣官房、法務省）

③ 拉致問題等に対する国民各層の理解を深めるため、地方公共団体及び民間団体と協力しつつ、啓発行事を実施する。（内閣官房、総務省、法務省）

④ 学校教育においては、児童生徒の発達段階等に応じて、拉致問題等に対する理解を深めるための取組を推進する。（文部科学省）

⑤ 諸外国に対し広く拉致問題等についての関心と認識を深めるための取組を実施する。（内閣官房、外務省）

**○農林水産省告示第八百十二号**

肉用子牛生産安定等特別措置法施行令（昭和六十三年政令第三百四十七号）附則第四項の規定に基づき、農林水産大臣が定める地域及び月齢を次のように定める。

平成二十三年四月十九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

肉用子牛生産安定等特別措置法施行令附則第四項の農林水産大臣が定める地域は、次の表の地域の欄に掲げる地域とし、当該地域に係る同項の農林水産大臣が定める月齢は、それぞれ同表の月齢の欄に掲げるとおりとする。

| 地域 | 月齢 |
|---|---|
| 青森県 | 満五月 |
| 岩手県 | 満五月 |
| 宮城県 | 満五月 |
| 秋田県 | 満五月 |
| 山形県 | 満五月 |
| 福島県 | 満五月 |
| 茨城県 | 満五月 |
| 栃木県 | 満五月 |
| 千葉県 | 満五月 |
| 新潟県 | 満五月 |
| 長野県 | 満五月 |

**○農林水産省告示第八百十三号**

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の三第一項の規定により社団法人農協流通研究所に係る生産情報公表牛肉、生産情報公表豚肉、生産情報公表農産物、生産情報公表加工食品及び生産情報公表養殖魚についての同法第十七条の二第一項の登録が、平成二十三年三月二十一日限り、その効力を失ったので、同法第十七条の三第五項の規定に基づき公示する。

平成二十三年四月十九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

**○農林水産省告示第八百十四号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年四月十九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　岡山県苫田郡鏡野町百谷字**蛇**豆馬の也二一六、字**蛇**豆大成る二一七の一、二一七の二、字**蛇**豆ほら谷左二一八、字**蛇**豆二二〇、二二二の一、二二二の二、字ほら谷二二一の二から二二一の六まで、字大西谷四〇二、字惣名畑四三〇、四三四から四三六まで、四三九、字社谷四八五の一、四九〇、四九三、四九九の一

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岡山県庁及び鏡野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第八百十五号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年四月十九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　岡山県井原市上稲木町字大迫一〇六四の一、一〇六五、一〇六六の一、一〇六七の二、一〇七〇の二、一〇七四から一〇八五まで、一〇九八から一一〇〇まで、一一〇二、一一〇三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字大迫一〇六四の一・一〇六六の一・一〇七五・一〇七七から一〇七九まで（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び井原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第八百十六号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年四月十九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　和歌山県新宮市熊野川町鎌**塚**字岩ノ谷一六一から一六五まで、一六五の一、一六六から一六八まで、一六八の一、一六九から一八一まで、五五五、字ヌタノ峪五五七の一から五五七の四まで、五五九の一から五五九の一四まで、五六〇

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字岩ノ谷一六一から一六五まで、一六五の一、一六六から一六八まで、一六八の一、一六九から一八〇まで、字ヌタノ峪五五七の一から五五七の四まで、五五九の八から五五九の一二まで、五六〇

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び新宮市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第八百十七号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年四月十九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　高知県土佐清水市宗呂字クス原平乙四七〇の一、乙四七〇の五、字西大サコ乙四九三の一、字サンジンボヲ乙五三二の一（次の図に示す部分に限る。）、乙五三二の七、字横木ハナ乙五四〇の四、字フタゴタニ乙五四一、字カナアラセ乙五四二の口（次の図に示す